

重要事項説明書

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 螢邑苑
- ・開設年月日 平成9年7月7日
- ・電話番号 0982-46-2295
- ・管理者名 黒木 正樹
- ・介護保険指定番号 4552180004

(2) 事業目的と運営規定

【介護予防リハビリテーション】

介護予防通所リハビリテーションは、要支援1、2の高齢者に対し介護や機能訓練、その他日常生活上のお世話などの介護予防通所リハビリテーションサービスを提供することで、その高齢者が能力に応じた日常生活を営むことが出来るよう、又、居宅での生活を一日でも長く継続できるよう、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

【通所リハビリテーション】

通所リハビリテーションは、要介護状態の高齢者に対し介護や機能訓練、その他日常生活上のお世話などの通所リハビリテーションサービスを提供することで、その高齢者が能力に応じた日常生活を営むことが出来るよう、又、居宅での生活を一日でも長く継続できるよう、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

(3) 施設の職員体制

	常勤換算数	業務内容
・医師	1	医療
・看護職員	相当数	看護業務全般
・介護職員	相当数	介護業務全般
・理学療法士	相当数	理学療法訓練
・作業療法士	相当数	作業療法訓練
・言語聴覚士	相当数	言語療法訓練
・管理栄養士	相当数	栄養指導・栄養管理
・その他	相当数	営繕業務

2. 営業時間

- ・月曜日～土曜日 9:00～17:00
- ・休日 日曜日、夏季・冬季の指定日（但し、事情により変更する場合があります。）

3. サービスの内容

- ・食事（昼食）12時～、（おやつ）15時～
- ・入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。但し、利用者の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ・送迎
- ・機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ・相談援助サービス
- ・利用者が選定する特別な食事の提供
- ・行政手続き代行
- ・その他

これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金を頂く事もありますので、具体的にご相談下さい。

5. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して介護予防通所リハビリテーション・通所リハビリテーションを利用して頂くために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

1 2. その他

当施設についての詳細は、直接お問い合わせ下さい。

1 3. 利用料金

(1) 【介護予防通所リハビリテーション費】

*基本料金（厚生労働大臣の定める基準によるものとし、介護予防通所リハビリテーションが法廷代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。）

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度及び利用時間によって利用料が異なります。）

要支援1は週1回程度、要支援2は週2回程度を想定していますが、回数に制限はありません。担当ケアマネとご相談下さい。

1月につき	1割	2割	3割
要支援1	2,268円	4,536円	6,804円
要支援2	4,228円	8,456円	12,684円

*口腔機能向上加算（月1回）

	1割	2割	3割
(I)	150円	300円	450円

(I) 言語聴覚士、歯科衛生士、又は看護職員を1名以上配置している事。利用者の口腔機能を利用開始時に把握し言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して利用者毎の口腔機能改善管理指導計画を作成している事。利用者毎の口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービスを行っているとともに利用者の口腔機能を定期的に記録している事。利用者毎の口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価する事。

* 栄養改善加算 (月1回)

1割	2割	3割
200円	400円	600円

* 栄養アセスメント加算 (月1回)

1割	2割	3割
50円	100円	150円

* サービス提供体制加算/月

		1割	2割	3割	
(I)	要支援1	88円	176円	264円	以下のいずれかに該当する事。①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上
	要支援2	176円	352円	528円	
(II)	要支援1	72円	144円	216円	介護福祉士50%以上
	要支援2	144円	288円	432円	
(III)	要支援1	24円	48円	72円	以下のいずれかに該当する事。①介護福祉士40%以上 ②勤続7年以上介護福祉士30%以上
	要支援2	48円	96円	144円	

* 栄養改善加算 (3月以内に限り、月に2回を限度)

1割	2割	3割
200円	400円	600円
<p>当該事業所の職員として又は外部の(他の介護事業所・医療機関・栄養ケア・ステーション)との連携により管理栄養士を1名以上配置している事。利用者の栄養状態を利用開始時に把握し管理栄養士等が共同して利用者毎の摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケアを作成している事。利用者毎の栄養ケア計画に従い管理栄養士が栄養改善サービスを行っているとともに利用者の栄養状態を定期的に記録している事。利用者毎の栄養ケア計画の進捗状況を定期的に記録している事。※3月以内の期間に限り1月に2回を限度として算定可。(但し栄養改善サービスの開始から3月毎の利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行う事が必要と認められる利用者については引き続き算定可。)</p>		

* 生活行為向上リハビリテーション実施加算/ (月利用開始日の属する月から6月以内)

1割	562円	生活行為の内容の充実を図る為の専門的な知識や経験を有する OT、生活行為の内容の充実を図る為の研修を修了した PT、ST が配置されてい
----	------	--

2割	1, 124円	る事。生活向上の内容の充実を図る為の目標や目標を踏まえたリハビリの実施頻度、実施場所等が記載されたりハビリテーション実施計画を定めてリハビリテーションを提供する事。当該計画で定めたりハビリテーションの実施期間中及びリハビリテーションの提供終了日前1月以内にリハビリ会議を開催し目標の達成を報告する事。
3割	1, 686円	

*利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合、所定単位数から1月につき減算。

	1割	2割	3割
要支援1	120円	240円	360円
要支援2	240円	480円	720円

*介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)・・・8.6%(加算率)所定単位数に加算率を乗じた単位数で加算

*介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・・・8.3%(加算率)所定単位数に加算率を乗じた単位数で加算

*介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・・・6.6%(加算率)所定単位数に加算率を乗じた単位数で加算

(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)のいずれかの算定要件を満たした場合は(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)の加算を算定します。

介護職員等の確保に向けて介護職員の処遇改善のための措置。

【通所リハビリテーション費】

基本料金(厚生労働大臣の定める基準によるものとし、通所リハビリテーションが法廷代理受領サービスであるときは、その1割又は2割の額とする。)

*施設利用料(介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度及び利用時間によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です。)

	1割	2割	3割
要介護度1	715円	1,430円	2,145円
要介護度2	850円	1,700円	2,550円
要介護度3	981円	1,962円	2,943円
要介護度4	1,137円	2,274円	3,411円
要介護度5	1,290円	2,580円	3,870円

※6時間以上7時間未満の場合

*入浴介助加算(一般浴・特浴ともに)1回

	1割	2割	3割	
入浴介助加算(Ⅰ)	40円	80円	240円	入浴介助を適切に行う事ができる人員及び設備を有して入浴介助を行う。
入浴介助加算(Ⅱ)	60円	120円	180円	医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者(以下「医師等」という。)が、利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。この際、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又は家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にある場合には、訪問した医師等が、介護支援専門員・福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与・購入・住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。ただし、医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が当該評価・助言を行っても差し支えないものとする。・当該事業所の

理学療法士等が、医師等との連携の下で、利用者の身体 の状況、訪問により把握した居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成すること。ただし、個別の入浴計画に相当する内容を通所リハ ビリテーション計画に記載することをもって個別の入浴計画の作成に代えることができる。 ・上記の入浴計画に基づき、個浴（個別の入浴をいう。）又は利用者の居 宅の状況に近い環境（利用者の居宅の浴室の手すりの位置、使用する 浴槽の深さ及び高さ等に合わせて、当該事業所の浴室に福祉用具等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況を再現しているものをいう。）で、入浴介助を行うこと。

＊リハビリテーション提供体制加算／回

事業所に配置されている PT/OT/ST の合計数が利用者の数が 2 5 又はその端数を増すごとに 1 以上であること。（6 時間以上 7 時間未満の場合）

1 割	2 割	3 割
2 4 円	4 8 円	7 2 円

＊短期集中個別リハビリテーション実施加算

※退院（所）又は認定日から起算して 3 月以内（1 日につき）

1 割	2 割	3 割
1 1 0 円	2 2 0 円	3 3 0 円

＊リハビリテーションマネジメント加算／月

		1 割	2 割	3 割	
リハビリテーション マネジメント加算（イ）	6 月以内	560 円	1120 円	1,680 円	リハビリ計画の作成に関与した PT/OT/ST が説明する場合
	6 月超	240 円	480 円	720 円	
リハビリテーション マネジメント加算（ロ）	6 月以内	593 円	1,186 円	1,779 円	リハビリテーションマネジメント加 算（A）イの要件に加え利用者毎のリ ハビリテーション計画書等の内容等 の情報を厚生労働省に提出しリハビ リテーションの適切かつ有効の実施 の為に必要な情報を活用している 事。
	6 月超	273 円	546 円	819 円	
リハビリテーション マネジメント加算（ハ）	6 月以内	793 円	1,586 円	2,379 円	
	6 月超	473 円	946 円	1,419 円	
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)の要件を満たしていること。 ・事業所の従業者として、又は外部との連携により管理栄養士を 1 名以上配置していること。 ・利用者ごとに、多職種が共同して栄養アセスメント及び口腔アセスメントを行っていること。 ・利用者ごとに、言語聴覚士、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員がその他の職種の者と共同して口腔の健康状態を 評価し、当該利用者の口腔の健康状態に係る解決すべき課題の把握を行っていること。 ・利用者ごとに、関係職種が、通所リハビリテーション計画の内容の情報等や、利用者の口腔の健康状態に関する情報及び 利用者の栄養状態に関する情報を相互に共有すること。 ・共有した情報を踏まえ、必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直し、当該見直しの内容を関係職種に対して情報提 供していること					
事業所の医師が利 用者又はその家族に 対して説明し、利 用者の同意を得た場合	上記に加えて 270 円／月				

生活行為向上リハビリテーション実施加算／月 ※算定要件は予防と同じ

1割	2割	3割
1, 250円	2, 500円	3, 750円

*栄養改善加算（3月以内に限り、月に2回を限度）

1割	2割	3割
200円	400円	600円

当該事業所の職員として又は外部の（他の介護事業所・医療機関・栄養ケア・ステーション）との連携により管理栄養士を1名以上配置している事。利用者の栄養状態を利用開始時に把握し管理栄養士等が共同して利用者毎の摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケアを作成している事。利用者毎の栄養ケア計画に従い管理栄養士が栄養改善サービスを行っているとともに利用者の栄養状態を定期的に記録している事。利用者毎の栄養ケア計画の進捗状況を定期的に記録している事。※3月以内の期間に限り1月に2回を限度として算定可。（但し栄養改善サービスの開始から3月毎の利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行う事が必要と認められる利用者については引き続き算定可。）

*移行支援加算／日

1割	2割	3割
12円	24円	36円

評価対象期間中にリハビリテーションの提供を終了した日から起算して14日以降44日以内にリハビリテーション終了者に対して電話等により指定通所介護等の実施状況を確認し記録すること。リハビリテーション終了者が指定通所介護等の事業所へ移行するにあたり当該利用者のリハビリテーション計画書を移行先の事業所へ提供する事。12を利用者の平均利用延数で除して得た数が27%以上である事。

*中重度者ケア体制加算／日

1割	2割	3割
20円	40円	60円

（中重度要介護者を積極的に受け入れ、在宅生活の継続に質するサービスを提供するため、看護職員又は介護職員を指定基準よりも常勤換算法で1以上加配している事業所をについて、加算として評価するもの）

*栄養アセスメント加算／月

1割	2割	3割
50円	100円	150円

当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置している事。利用者毎に管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して栄養アセスメントを実施し当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し相談等に必要に応じ対応する事。利用者毎の栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し栄養管理の実施に当た

って当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施の為に必要な情報を活用している事。

*口腔機能向上加算／回

(I)	1割	2割	3割
	150円	300円	450円
(II) イ	155円	310円	465円
(II) ロ	160円	320円	480円

*重度療養管理加算 (日)

1割	2割	3割
100円	200円	300円
要介護3～5であって厚生労働大臣の定める状態である方に対して、医学的管理の下、通所リハビリテーションを行った場合。		

*科学的介護推進体制加算／月

1割	2割	3割
40円	80円	120円
利用者毎のADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の入所者の心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出している事。必要に応じて通所リハビリテーション計画を見直す等指定通所リハビリテーションの提供に当たって上記の情報その他指定通所リハビリテーションを適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用している事。LIFEへのデータ提出頻度について、他のLIFE関連加算と合わせ、少なくとも「3月に1回」に見直す。		

*口腔栄養スクリーニング加算／回 (6月に1回を限度。)

(I)	1割	20円	介護サービスの従業者が利用開始時及び利用中6月毎に栄養状態について確認を行い当該利用者の栄養状態に係る情報(医師、歯科医師、管理栄養士等への相談提言を含む)を介護支援専門員に文書で共有した場合に算定。
	2割	40円	
	3割	60円	
(II)	1割	5円	利用者が栄養改善加算や口腔機能向上加算を算定している場合に口腔の健康状態と栄養状態のいずれかの確認を行い当該情報を利用者を担当する介護支援専門員に提供している事。栄養アセスメント加算、栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定しており加算(I)を算定出来ない場合にのみ算定可能。
	2割	10円	
	3割	15円	

*サービス提供体制加算／回

	1割	2割	3割	
(I)	22円	44円	66円	以下のいずれかに該当する事。①介護福祉士70%以上 ②勤続10年以上介護福祉士25%以上

(Ⅱ)	18円	36円	54円	介護福祉士 50%以上
(Ⅲ)	6円	12円	18円	以下のいずれかに該当する事。①介護福祉士 40%以上 ②勤続7年以上介護福祉士 30%以上

- *介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)・・・8.6%(加算率) 所定単位数に加算率を乗じた単位数で加算
- *介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)・・・8.3%(加算率) 所定単位数に加算率を乗じた単位数で加算
- *介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)・・・6.6%(加算率) 所定単位数に加算率を乗じた単位数で加算
介護職員等の確保に向けて介護職員の処遇改善のための措置。

(Ⅰ)、(Ⅱ)、(Ⅲ)のいずれかの算定要件を満たした場合は(Ⅰ)、(Ⅱ)又は(Ⅲ)の加算を算定します。

*認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)(1日につき)

1割	2割	3割
240円	480円	720円

1週間に2日を限度として個別にリハビリテーションを実施する事。

通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定している事。退院(所)日又は通所開始日から起算して3月以内。

*認知症短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)(1月につき)

1割	2割	3割
1,920円	3,840円	5,760円

1月に4回以上リハビリテーションを実施する事。

リハビリテーションの実施頻度、実施場所及び実施時間等が記載された通所リハビリテーション計画を作成し、生活機能の向上に資するリハビリテーションを実施する事。通所リハビリテーション費におけるリハビリテーションマネジメント加算(Ⅱ)を算定している事。退院(所)日の属する月又は開始月から起算して3月以内。

以上、上記の加算につきましては、算定要件が整い次第、加算を算定して参ります。

*その他の料金

- ・食事代・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・450円
- ・その他(利用者の選定する特別な食事の費用等)は、個々に応じて利用者と扶養者と当施設の協議の上決定いたします。

(2) 支払方法

- ・毎月10日前後に、前月分の請求書を発行します。
- ・お支払い頂きますと領収証を発行致します。
- ・お支払い方法は、振込み・金融機関口座自動引き落としがあります。
利用時にお選び下さい。